

特別区民税・都民税 住宅借入金等特別税額控除申告書の記載例(給与収入のみを有しており確定申告を提出しない納税者用)

※平成19年分「給与所得の源泉徴収票」  
この源泉徴収票は添付して提出してください。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票										
支払を受ける者	足立区中央本町1丁目17番1号			氏名	アダチ タロウ					(受給者番号)
支払者	足立 太郎			氏名	アダチ タロウ					(役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額						
給与・賞与	5,836,620	4,128,800	2,789,700	0						
控除対象配偶者の有無等	配偶者控除の額	扶養親族の控除額	障害者の控除額	社会保険料控除額	生命保険料控除額	損害保険料控除額	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除可能額		
							112,500円	居住開始 14.10.6		

平成 20 年度分 特別区民税 住宅借入金等特別税額控除申告書  
都民税 (給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用) (市区町村提出用)

足立区長様	現住所	足立区中央本町1-17-1	整理番号
交付印	1月1日の住所	足立区中央本町1-17-1	電話番号
	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	足立区中央本町1-17-1	03-3880-5111
提出年月日	フリガナ	アダチ タロウ	生年月日
20年 3月 1日	氏名	足立 太郎 (印)	明大 50.11.1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

住宅借入金等の年末残高合計額 (注1)	新築又は購入	11,259,500円
	増改築等	円

2 特別区民税・都民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算 (単位:円)

19年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	112,500
平成19年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	4,128,800
平成19年分の所得控除の額の合計額	③	2,789,700
19年分の所得税の課税総所得金額	④	1,339,000
④に対する所得税額相当額	⑤	133,900
租税条約実施特例法における利子・配当	⑥	0
⑤ + ⑥	⑦	133,900
19年分の所得税額(税額控除前)	⑧	66,950
①と⑧のいずれか少ない方の金額	⑨	112,500
特別区民税・都民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑨ - ⑩)	⑩	45,550
特別区民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩ × 3/5)	⑪	27,330
都民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩ × 2/5)	⑫	18,220

申告する方の住所・氏名・生年月日・電話番号などを書いて、「市区町村提出用」に押印してください。(スタンプ印は不可)

金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます。  
(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該2以上の住宅借入金等に係る年末残高をそれぞれ記載してください。

「④」欄の金額を「所得税の速算表(税源移譲前)」に当てはめて計算した金額を「⑤」欄に記載します。  
 $1,339,000 \times 10\% = 133,900$

所得税の速算表(税源移譲前 平成18年分まで)

④の金額	⑤の金額
330万円以下	④ × 10%
330万円超 900万円以下	④ × 20% - 330,000円
900万円超 1800万円以下	④ × 30% - 1,230,000円
1800万円超	④ × 37% - 2,490,000円

※金額をあてはめて計算します。

④の金額	税率	控除額
1,339,000	10%	0
=		133,900

所得税の速算表(税源移譲後 平成19年分から)

④の金額	⑧の金額
195万円以下	④ × 5%
195万円超 330万円以下	④ × 10% - 97,500円
330万円超 695万円以下	④ × 20% - 427,500円
695万円超 900万円以下	④ × 23% - 636,000円
900万円超 1800万円以下	④ × 33% - 1,536,000円
1800万円超	④ × 40% - 2,796,000円

※金額をあてはめて計算します。

④の金額	税率	控除額
1,339,000	5%	0
=		66,950

「④」欄の金額を「所得税の速算表(税源移譲後)」に当てはめて計算した金額を「⑧」欄に記載します。  
 $1,339,000 \times 5\% = 66,950$

- 源泉徴収票の摘要欄の住宅借入金等特別控除可能額を転記してください。
- 源泉徴収票の給与所得控除後の金額を転記してください。
- 源泉徴収票の所得控除の額の合計額を転記してください。
- 「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額を記載します。  
(1,000円未満の端数は切捨てます。マイナスは0円)  
例)  $4,128,800 - 2,789,700 = 1,339,100 \rightarrow 1,339,000$
- 国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載します。
- 「⑤」欄と「⑥」欄の金額の合計額を記載します。
- 「①」欄と「⑦」欄を比べて少ないほうの金額を記載します。  
例)  $112,500 < 133,900$
- 「⑨」欄の金額から「⑧」欄の金額を差し引いた金額(マイナスは0円)を記載します。  
例)  $112,500 - 66,950 = 45,550$
- 「⑩」欄の金額 × (5分3) で計算した金額を記載します。  
(1円未満の端数は切捨てます)  
例)  $45,550 \div 5 \times 3 = 27,330$
- 「⑩」欄の金額 × (5分2) で計算した金額を記載します。  
(1円未満の端数は切上げます)  
例)  $45,550 \div 5 \times 2 = 18,220$

※この記載例は総務省の記載要領を基に足立区が作成しました。